

奈良県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課、大和郡山市まちづくり推進部都市計画課及び天理市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 一・四・三号 京奈和自動車道（大和北道路）	奈良市歌姫町、左京五丁目、左京六丁目、佐保台西町、佐紀町、法華寺町、法蓮町、芝辻町四丁目、芝辻町三丁目、芝辻町二丁目、大宮町六丁目、大宮町五丁目、大宮町四丁目、大宮町三丁目、三条添川町、三条栄町、三条桧町、大森西町、恋の窪一丁目、恋の窪東町、大安寺七丁目、大安寺三丁目、八条二丁目、八条三丁目、八条一丁目、杏町、西九条町五丁目及び西九条町四丁目、大和郡山市下三橋町、稗田町、美濃庄町、大江町、発志院町、横田町及び伊豆七条町並びに天理市南六条町
大和都市計画道路 三・二・一号 国道二十四号バイパス線	奈良市歌姫町、左京五丁目、左京六丁目、佐保台西町、佐紀町、杏町、西九条町三丁目、西九条町四丁目及び西九条町五丁目並びに大和郡山市下三橋町、稗田町、美濃庄町、大江町、発志院町、横田町及び伊豆七条町